

香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格の高騰の影響を受けながらも、市民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続している路線バス事業者に対し、予算の範囲内において香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般旅客自動車運送事業を行うもののうち、香芝市内の区域を含む路線を定めて定期的に運行する事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者は、交付対象者としな

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和3年度における路線バスの年間実車走行距離のうち本市の区域に係るものを2.39キロメートル毎リットルで除した額に18.45円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(支援金の交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和3年度における年間実車走行距離のうち本市の区域に係るものが確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年9月30日までに行わなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 申請者の実績は、第1項に規定する申請書によって報告されたものとみなす。

(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付が適当であると認めるときは香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 交付すべき支援金の額は、前項に規定する支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をもって確定したものとみなす。

3 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

（調査）

第6条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し報告を求め、又は文書を提出させることができる。

（支援金の返還等）

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支援金が交付されているときは、支援金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 前条の規定による調査を拒み、忌避し、又は妨げたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

香芝市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
電話番号

香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請し、請求します。

- 1 支援金申請額（請求額） 金 円
年間実車走行距離 km ①
① ÷ 2.39 km/L × 18.45 円 = 円
(千円未満切捨)

2 支援金の振込先

金融機関名	銀行・農協・信用金庫		
本支店名	本店・支店・出張所		
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- 令和3年度における年間実車走行距離のうち本市の区域に係るものが確認できる書類
 振込先が分かるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
 その他必要書類

誓約書及び同意書

香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約し、同意します。

また、誓約が偽りであり、又はこの誓約に反したことにより、支援金の交付決定が取り消され、又は支援金の返還の請求を受けることになっても、一切異議を申し立てません。

- 1 申請書兼請求書に記載した内容に偽りはありません。
- 2 暴力団又は暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 3 本申請の内容の審査のため、調査及び関係する機関への照会を行う場合があることに同意します。
- 4 申請書兼請求書に記載した内容に偽りがあった場合は、本支援金を返還いたします。

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

⑩

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金について、次のとおり交付することに決定したので、香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱第5条第1項の規定により、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金について、不交付とすることに決定したので、香芝市路線バス事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱第5条第1項の規定により、通知します。

理由